

受験資格特例教習の概要

令和4年5月13日の道路交通法一部改正により受験資格特例教習が誕生しました。

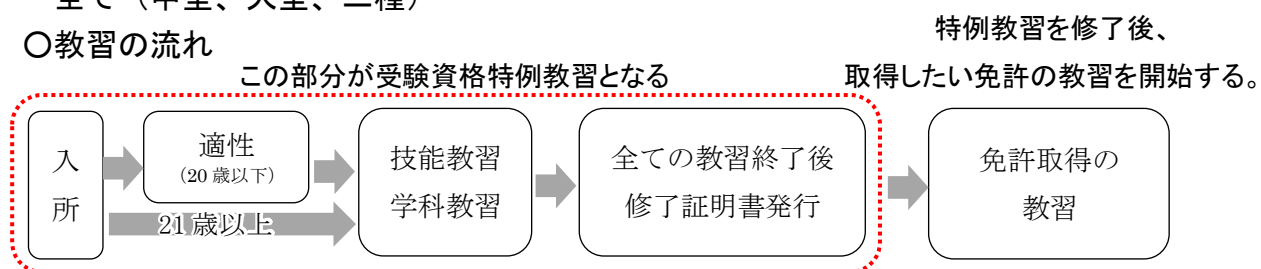
◎受験資格特例教習とは・・・

中型免許、大型免許、二種免許は、受験資格として、それぞれ年齢や免許経歴が必要であるが、公安委員会が当該教習を認めた自動車教習所で当該教習を終了した場合、**免許経歴1年以上かつ年齢19歳以上で免許取得が可能**になりました。

○平和橋自動車教習所で教習可能な車種

- ・全て（中型、大型、二種）

○教習の流れ



○適性検査は、科学捜査研究所が開発した73c型を実施します。(20歳以下に実施)

○技能は段階に関係なく、1日3時限まで。(連続3時限は不可)

○取得希望免許に関わらず、この教習は普通車で行います。

○学科教習は、この教習専用の学科を行います。

○卒業検定はありません。(全ての教習が終了後、修了証明書を発行。)

○教習時限と日数（年齢によって異なる）

受験資格特例教習時限数					
		第1段階	第2段階	最短教習時限計	最短教習日数
技能	21歳以上 免歴1年以上	9 (所内9)	18 (所内未定路上未定)	27	9日間
	学 科	0	2		
技能	20歳以下 免歴1年以上	11 (所内11)	20 (所内未定路上未定)	31	
	学 科	2	3		5

○教習期限の定めはありませんが、概ね9カ月以内で卒業するようにする。

注、この教習は、免許取得条件を引き下げる為の教習であり、この教習だけでは大型車や二種免許などは運転できません。(この教習後に希望する運転免許取得が必要です)

東京都公安委員会指定 平和橋自動車教習所